

「安全報告書」(令和3年度)

当社では、遊覧船運航業務を行うにあたり、輸送の安全を確保するための方針を、次のように定め、社長以下従業員全員に周知・徹底させ、安全管理体制の確立に努めております。

1. 経営方針

当社は、お客様の安全を最優先とした事業運営を行います

2. 安全目標

- ①関係法令等の順守
- ②安全最優先の原則
- ③安全管理体制の継続的改善等の実施

3. 安全確保のための年度重点施策

「基本動作を確実に 事故ゼロ」

① 張りの強化

- ・当直、船内巡視、始業、終業点検の確実な実施

② 險因子の排除

- ・ヒヤリ・ハット情報収集月間制定(7月17日～8月15日)
- ・報告・連絡・相談(ほうれんそう)を実行し情報共有を図る

③ コロナウイルス感染症拡大防止策の徹底

4. 安全に係る取組み

① 事故対策訓練

令和3年4月16日



- ②安全マネジメント 令和3年4月16日
- ③安全総点検（社内） 令和3年5月6日
- ④湖水祭りミーティング（夜間運航の為、安全確認） 令和3年7月27日
- ⑤経営トップ巡回 令和3年7月27日



- ⑥内部監査（社内） 令和3年9月29日～10月13日
- ⑦外部機関による研修等

- ・安全総点検（青森運輸支局） コロナ禍により中止
- ・東北旅客船協会主催 乗組員研修会 令和3年11月26日
- ・安全統括管理者・運航管理者研修会（WEB） 令和4年2月24日

5. 事故の発生状況とその再発防止措置

事故及びインシデントの発生 0件
 行政指導等 0件

6. 安全管理体制

輸送の安全の確保に係わる体制及び責務を下記の通り定め、責任ある体制を構築いたしております。

職 名	責 務
経営トップ	事業者において最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
安全統括管理者	経営トップの中から選出した、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
運航管理者	船長の職務権限に属する事項以外の船舶の運航の管理に関する統括責任者
運航管理者代行者	運航管理者が職務を執行できないとき、その職務を代行する者
運航管理補助者	運航管理者の職務を補佐する者

悪天候時・非常時に備え情報伝達方法、指示系統を明確に定め、経営トップから現場まで一丸となって安全性の維持、向上を図っています。